

公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程

平成 22 年 4 月 1 日
規 程 第 10 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 給料（第 4 条－第 12 条）
- 第 3 章 手当
 - 第 1 節 管理職手当（第 13 条）
 - 第 2 節 扶養手当（第 14 条・第 15 条）
 - 第 3 節 住居手当（第 16 条）
 - 第 4 節 通勤手当（第 17 条）
 - 第 5 節 単身赴任手当（第 18 条）
 - 第 6 節 時間外勤務手当（第 19 条）
 - 第 7 節 休日勤務手当（第 20 条）
 - 第 8 節 管理職員特別勤務手当（第 21 条）
 - 第 9 節 時間外勤務手当等に関する適用除外（第 22 条）
 - 第 10 節 期末手当及び勤勉手当（第 23 条－第 26 条）
 - 第 11 節 管理職手当等の支給方法（第 27 条）
- 第 4 章 休職者の給与（第 28 条）
- 第 5 章 雜則（第 29 条－第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人岐阜県立看護大学職員就業規則（平成 22 年規程第 9 号。以下「職員就業規則」という。）第 31 条の規定に基づき、公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関連）

第 2 条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

（給与の種類）

第 3 条 給与は、給料及び手当とする。

2 手当は、この規程に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第 2 章 給料

（給料）

第 4 条 給料は、公立大学法人岐阜県立看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成 22 年規程第 12 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 2 条から第 5 条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として、この規程に定めるところにより支給する。

（給料表）

第 5 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 事務職給料表（別表第1）

(2) 教育職給料表（別表第2）

（職務の級）

第6条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、公立大学法人岐阜県立看護大学職員の初任給、昇格、昇給等の細則（平成22年規程第30号。以下「初任給、昇格、昇給等細則」という。）で定める。

2 職員の職務の級は、初任給、昇格、昇給等細則の定める基準に従い決定する。

（初任給、昇格、昇給等）

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、初任給、昇格、昇給等細則で定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、初任給、昇格、昇給等細則の定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、初任給、昇格、昇給等細則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与細則（平成22年規程第29号。以下「職員給与細則」という。）で定める管理又は監督の地位にある職員及びこれに相当するものとして職員給与細則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等細則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員（職員就業規則第2条第3項に規定する教員等を除く。）に関する第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて初任給、昇格、昇給等細則で定める基準に従い決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、初任給、昇格、昇給等細則で定める。

9 職員就業規則第25条の2に定める職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（給料の支給）

第8条 給料は、毎月1回職員給与細則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した国家公務員又は地方公務員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで、給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）。

（給料の調整額）

第10条 理事長は、第5条に規定する給料表の額が職務の複雑、困難若しくは責任の度合又は

勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25以内とする。
(給料の減額)

第11条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、この勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給料額を減額した給与を支給する。

(勤務1時間当たりの給料額の算出)

第12条 勤務1時間当たりの給料額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから職員給与細則で定める時間を減じたもので除して得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、50銭以上1円未満を切り上げ、50銭未満を切り捨てた額とする。

第3章 手当

第1節 管理職手当

(管理職手当)

第13条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち職員給与細則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき、職員給与細則で定める基準に従い支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額は、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25以内とする。

第2節 扶養手当

(扶養手当)

第14条 扶養親族のある職員に対して扶養手当を支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫
- (5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円、同項第3号から第5号までの扶養親族については1人につき6,500円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠

- くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者がない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第15条の2 職員に地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、百分の一を乗じて得た額とする。

第3節 住居手当

（住居手当）

第16条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（賃間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員宿舎を貸与され、賃付料を支払っている職員その他職員給与細則で定める職員を除く。）
- (2) 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舎その他職員給与細則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして職員給与細則で定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その

- 額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
- イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額
(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

第4節 通勤手当

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で職員給与細則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、職員給与細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、同表の右欄に定める額

片道4キロメートル未満	2,900円
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	4,300円
片道6キロメートル以上8キロメートル未満	5,600円
片道8キロメートル以上10キロメートル未満	6,900円
片道10キロメートル以上12キロメートル未満	8,100円
片道12キロメートル以上14キロメートル未満	9,300円
片道14キロメートル以上16キロメートル未満	10,500円

片道16キロメートル以上18キロメートル未満	11,700円
片道18キロメートル以上20キロメートル未満	12,800円
片道20キロメートル以上22キロメートル未満	13,900円
片道22キロメートル以上24キロメートル未満	15,000円
片道24キロメートル以上26キロメートル未満	16,100円
片道26キロメートル以上28キロメートル未満	17,200円
片道28キロメートル以上30キロメートル未満	18,300円
片道30キロメートル以上32キロメートル未満	19,400円
片道32キロメートル以上34キロメートル未満	20,500円
片道34キロメートル以上36キロメートル未満	21,600円
片道36キロメートル以上38キロメートル未満	22,700円
片道38キロメートル以上40キロメートル未満	23,800円
片道40キロメートル以上42キロメートル未満	24,900円
片道42キロメートル以上44キロメートル未満	25,900円
片道44キロメートル以上46キロメートル未満	26,900円
片道46キロメートル以上48キロメートル未満	27,900円
片道48キロメートル以上50キロメートル未満	28,900円
片道50キロメートル以上52キロメートル未満	29,900円
片道52キロメートル以上54キロメートル未満	30,900円
片道54キロメートル以上56キロメートル未満	31,900円
片道56キロメートル以上58キロメートル未満	32,900円
片道58キロメートル以上60キロメートル未満	33,900円
片道60キロメートル以上62キロメートル未満	34,900円
片道62キロメートル以上64キロメートル未満	35,900円
片道64キロメートル以上66キロメートル未満	36,900円
片道66キロメートル以上68キロメートル未満	37,900円
片道68キロメートル以上70キロメートル未満	38,900円
片道70キロメートル以上	39,900円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して職員給与細則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 地方公務員、国家公務員その他職員給与細則で定める者（以下「地方公務員等」という。）であったものから引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして職員給与細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が職員給与細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して職員給与細則で定める職員に限る。）その他当該者との権衡上必要があると認められるものとして職員給与細則で定める職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、

次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、職員給与細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 通勤手当は、支給単位期間（職員給与細則で定める通勤手当にあっては、職員給与細則で定める期間）に係る最初の月の職員給与細則で定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の職員給与細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して職員給与細則で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として職員給与細則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

第5節 単身赴任手当

(単身赴任手当)

第18条 地方公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の職員給与細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から法人の事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して職員給与細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（雇用の事情等を考慮して職員給与細則で定める職員に限る。）その他当該者との権衡上必要があると認められるものとして職員給与細則で定める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から法人の事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して職員給与細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員給与細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が職員給与細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて職員給与細則で定める額を加算した額）とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

第6節 時間外勤務手当

(時間外勤務手当)

第19条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給料額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で職員給与細則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じ

たときは、50銭以上1円未満を切り上げ、50銭未満を切り捨てた額とする。) を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日 (次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。) における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第5条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間 (以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。) を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間 (職員給与細則で定める時間を除く。) に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給料額に100分の25から100分の50までの範囲内で職員給与細則で定める割合を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数が生じたときは、50銭以上1円未満を切り上げ、50銭未満を切り捨てた額とする。) を時間外勤務手当として支給する。
- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務 (勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日における勤務のうち職員給与細則で定めるものを除く。) の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給料額に100分の150 (その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 前3項の規定は、勤務時間等規程第10条第1項に規定する裁量労働に従事する職員には、深夜勤務 (午後10時から翌日午前5時までの間の勤務をいう。以下同じ。) 、正規の勤務時間が割り振られていない日の勤務、休日 (職員勤務時間等規程第8条に規定する休日をいう。) における正規の勤務時間外の勤務又は裁量労働として従事する業務 (労基法第38条の3に規定する対象業務として労使協定に定める業務をいう。) 以外の業務に従事した場合を除き適用しない。
- 5 前項の職員が、正規の勤務時間が割り振られている日に深夜勤務に従事した場合においては、第1項の規定にかかわらず、第12条に規定する勤務1時間当たりの給料額に100分の25を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数が生じたときは、50銭以上1円未満を切り上げ、50銭未満を切り捨てた額とする。) を時間外勤務手当として支給する。

第7節 休日勤務手当

(休日勤務手当)

第20条 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「祝日法による休日」という。) (勤務時間等規程第9条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日 (以下「祝日法による休日等」という。)) 及び12月29日から翌年の1月3日までの日 (祝日法による休日を除く。) (同項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。) において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条に規定する勤務1時間当たりの給料額に100分の125から100分の150までの範囲内で職員給与細則で定める割合を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数が生じたときは、50銭以上1円未満を切り上げ、50銭未満を切り捨てた額とする。) を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして職員給与細則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

第8節 管理職員特別勤務手当

(管理職員特別勤務手当)

第21条 第13条第1項の規定により職員給与細則で指定する職を占める職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日(次項において「週休日等」という。)等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合同項の勤務一回につき、12,000円を超えない範囲内において職員給与細則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して職員給与細則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする)。

二 前項に規定する場合同項の勤務一回につき、6,000円を超えない範囲内において職員給与細則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

第9節 時間外勤務手当等に関する適用除外

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第22条 第19条及び第20条の規定は、管理職員には適用しない。

第10節 期末手当及び勤勉手当

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第25条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の職員給与細則で定める日(次条及び第25条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(職員就業規則第26条第1項の規定による解雇を含む。以下同じ。)し、若しくは失職(職員就業規則第26条第2項第1号の規定により解雇されることをいう。以下同じ。)し、又は死亡した職員(第28条第7項の規定の適用を受ける職員及び職員給与細則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(職員給与細則に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、100分の102.5を乗じて得た額。ただし、職員就業規則第25条の2に定める職員については、当該職員の期末手当基礎額に、100分の58.75を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上である職員で職員給与細則で定めるもの並びに教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき職員給与細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階等を考慮して職員給与細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で職員給与細則で定める割合を乗じて得た額(職員給与細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で職員給与細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第45条及び第46条第1項第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第26条第2項第2号又は第3号に該当して解雇された職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第25条 支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるととき。

2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行った場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けた者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行った旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を法人の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けた者に到達したものとみなす。

4 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限り

でない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、職員給与細則で定める。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の職員給与細則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員（職員給与細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が職員給与細則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の支給総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の102.5（第23条第2項の職員給与細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、100分の122.5。ただし、職員就業規則第25条の2に定める職員については、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の58.75）を乗じて得た額の総額以内とする。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第23条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第26条第3項」と、「合計額」とあるのは「月額」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する職員給与細則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第26条の2 第14条から第16条（第15条の2は除く）の規定は職員就業規則第25条の2に定める職員には適用しない。

第11節 管理職手当等の支給方法

（管理職手当等の支給方法）

第27条 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、職

員給与細則で定める。

第4章 休職者の給与

(休職者の給与)

第28条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料及び手当の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第16条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第16条第1項第3号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、職員給与細則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 職員就業規則第16条第1項の規定により休職にされた職員には、法律又は法人の規程に別段の定めがない限り、前各項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡したときは、同項の規定により職員給与細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、職員給与細則で定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは、「第28条第7項」と読み替えるものとする。

第5章 雜則

(口座振替の方法による給与の支給)

第29条 給与は、職員からの申出があったときは、口座振替の方法によって支給することができる。

(給与からの控除)

第30条 次に掲げるものは、職員（職員であった者を含む。）に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 岐阜県職員の互助団体に関する条例（昭和37年岐阜県条例第1号）の適用を受ける互助団体の掛金その他職員給与細則で定める当該互助団体に対する納入金
- (2) 公立大学法人岐阜県立看護大学職員宿舎管理規程（平成22年規程第32号。）第18条の規定による宿舎の貸付料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令に別段の定め又は労基法第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められるもの

(理事長が学長の職を兼ねる場合の給与)

第31条 理事長が学長の職を兼ね、役員としての報酬の支給を受ける場合は、職員としての給与は支給しない。

(派遣職員の給与)

第31条の2 岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岐阜県条例第42号）に基づき、岐阜県から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和32年岐阜県条例第29号）その他岐阜県の関係規程の定めるところによる。

(委任)

第32条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(承継職員に係る経過措置)

2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。）で、この規程によるその者の受けける給料月額がこの規程の施行日（以下「施行日」という。）の前日において岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年岐阜県条例第6号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第7項から第9項までの規定により給料として支給されていた額（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岐阜県条例第69号）の施行日において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員であった者にあっては、その額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて給料を支給する。

4 前2項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第2項及び第23条第4項（第26条第4項の規定において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第10条第2項及び第23条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第2項及び第3項の規定による給料の額との合計額」とする。

5 承継職員で、施行日の前日において岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成19年岐阜県人事委員会規則第5号）附則第2項の規定により算定された額を管理職手当として支給されているものは、第13条の規定にかかわらず、施行日から平成23年3月31日までの間に限り、引き続き同項の規定により算定された額を管理職手当として支給する。

6 承継職員に係る管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人設立直前に給与条例その他岐阜県の関係規程に基づき岐阜県知事により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

附 則（平成22年11月30日改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行し、改正後の公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程（以下「新規程」という。）第31条の2の規定は、同年4月1日以後に岐阜県から法人に派遣された職員の給与について適用する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、新規程第23条第2項から第5項まで（公立大学法人岐阜県立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成22年規程第36号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規

定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年岐阜県条例第50号）第7条の規定による改正前の平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員として公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与規程（平成22年規程10号。以下「給与規程」という。）附則第2項の適用を受ける職員を除く。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「調整対象職員」という。）となった者（同年4月1日に調整対象職員であった者で雇用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき給料（公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与の特例に関する規程（平成22年規程第11号）の規定を適用し、支給されるべき給料をいう。）、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第18条第2項に規定する職員給与細則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.23を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数（同年4月1日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
事務職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
教育職給料表	1級	1号給から88号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から40号給まで
	5級	1号給から12号給まで

- (2) 平成22年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.23を乗じて得た額

附 則（平成23年3月28日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月30日改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、給与規程第23条第2項から第5項まで（公立大学法人岐阜県立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成22年規程第36号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の

規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日において、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年岐阜県条例第43号）第4条の規定による改正前の平成18年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員として給与規程附則第2項の適用を受けない職員に限る。）以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）が受けるべき給料（公立大学法人岐阜県立看護大学職員給与の特例に関する規程（平成22年規程第11号）の規定を適用し、支給されるべき給料をいう。）、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第18条第2項に規定する職員給与細則で定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から同年11月までの月数（同年4月1日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
事務職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
教育職給料表	1級	1号給から100号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から52号給まで
	5級	1号給から24号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成25年12月10日改正）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月14日改正）

- 1 この規程は、平成27年1月21日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規程は、平成26年4月1日から適用し、改正後の第26条の規程は、平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成27年3月23日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月14日改正）

- 1 この規程は、平成27年4月21日から施行する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受けける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるものは、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 4 前二項の規定による給料を支給される職員に関する規程第10条第2項、第13条第2項及び第23条第4項（規程第26条第4項において準用する場合及び公立大学法人岐阜県立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成22年規程第36号）第17条の規程により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、規程第10条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と平成27年4月14日改正規程附則第2項及び第3項に定める給料の額との合計額」と、規程第13条第2項及び第23条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成27年4月14日改正規程附則第2項及び第3項に定める給料の額との合計額」とする。

附 則（平成27年6月25日改正）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日改正）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第5条の規定は平成27年4月1日から、第26条の規定は、平成27年12月1日からそれぞれ適用する。
- 2 平成27年12月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第26条の規定にかかわらず、同条第2項中「80.0」とあるのは、「85.0」と、「100.0」とあるのは「105.0」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受けける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるものは、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 前二項の規定による給料を支給される職員に関する規程第10条第2項、第13条第2項及び第23条第4項（規程第26条第4項において準用する場合及び公立大学法人岐阜県立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成22年規程第36号）第17条の規程により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、規程第10条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と平成28年3月24日改正規程附則第3項及び第4項に定める給料の額との合計額」と、規程第13条第2項及び第23条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成28年3月24日改正規程附則第3項及び第4項に定める給料の額との合計額」とする。

附 則（平成28年6月29日改正）

この規程は、平成28年6月29日から施行し、改正後の規定は平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年12月22日改正）

- 1 この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から、第 26 条の規定は、平成 28 年 12 月 1 日からそれぞれ適用する。
- 2 平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、同条第 2 項中「85.0」とあるのは、「90.0」と、「105.0」とあるのは「110.0」と、「50.0」とあるのは「52.5」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 平成 29 年 1 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受けける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるものは、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 前二項の規定による給料を支給される職員に関する規程第 10 条第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 23 条第 4 項（規程第 26 条第 4 項において準用する場合及び公立大学法人岐阜県立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成 22 年規程第 36 号）第 17 条の規程により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、規程第 10 条第 2 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と平成 28 年 12 月 22 日改正規程附則第 3 項及び第 4 項に定める給料の額との合計額」と、規程第 13 条第 2 項及び第 23 条第 4 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成 28 年 12 月 22 日改正規程附則第 3 項及び第 4 項に定める給料の額との合計額」とする。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日改正）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から、第 26 条の規定は、平成 29 年 12 月 1 日からそれぞれ適用する。
- 2 平成 29 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、同条第 2 項中「90.0」とあるのは、「95.0」と、「110.0」とあるのは「115.0」と、「52.5」とあるのは「55.0」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受けける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるものは、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 前二項の規定による給料を支給される職員に関する規程第 10 条第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 23 条第 4 項（規程第 26 条第 4 項において準用する場合及び公立大学法人岐阜県立看護大学職員の育児・介護休業等に関する規程（平成 22 年規程第 36 号）第 17 条の規程により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、規程第 10 条第 2 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と平成 30 年 3 月 27 日改正規程附則第 3 項及び第 4 項に定める給料の額との合計額」と、規程第 13 条第 2 項及び第 23 条第 4 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成 30 年 3 月 27 日改正規程附則第 3 項及び第 4 項に定める給料の額との合計額」とする。

附 則（平成 30 年 12 月 20 日改正）

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 20 日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から、改正後の第 23 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から、改正後の第 26 条の規定は平成 30 年 12 月 1 日からそれぞれ適用する。
- 2 平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、同条第 2 項中「92.5」とあるのは、「95.0」と、「112.5」とあるのは「115.0」と、「55.0」とあるのは「57.5」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和元年 6 月 27 日改正）

- 1 この規程は、令和元年 6 月 27 日から施行し、改正後の第 14 条及び第 26 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
(令和 3 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)
 - 2 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 14 条第 3 項の規定の適用については、同項中「前項第 1 号に該当する扶養親族については 6,500 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族については 8,200 円」、「同項第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 9,000 円」とする。
 - 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 14 条第 3 項の規定の適用については、同項中「前項第 1 号に該当する扶養親族については 6,500 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族については 7,200 円」、「同項第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「同項第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 9,500 円」とする。

附 則（令和元年 12 月 25 日改正）

- 1 この規程は、令和元年 12 月 25 日から施行し、改正後の第 5 条の規定は令和元年 4 月 1 日から、改正後の第 26 条の規定は令和元年 12 月 1 日からそれぞれ適用する。
- 2 令和元年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、同条第 2 項中「95.0」とあるのは、「97.5」と、「115.0」とあるのは「117.5」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和 2 年 12 月 1 日改正）

- 1 この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 12 月に支給する期末手当の支給割合については、改正後の第 23 条の規定にかかわらず、同条第 2 項中「127.5」とあるのは、「125.0」と、「107.5」とあるのは「105.0」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和 3 年 12 月 1 日改正）

- 1 この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 12 月に支給する期末手当の支給割合については、改正後の第 23 条の規定にかかわらず、同条第 2 項中「120.0」とあるのは、「112.5」と、「100.0」とあるのは「92.5」と、「57.5」とあるのは「52.5」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和 4 年 12 月 23 日改正）

- 1 この規程は、令和 4 年 12 月 23 日から施行し、改正後の第 5 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から、改正後の第 26 条の規定は令和 4 年 12 月 1 日からそれぞれ適用する。
- 2 令和 4 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、同条第 2 項中「100.0」とあるのは「105.0」と、「120.0」とあるのは「125.0」と、「57.5」とあるのは「60.0」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（令和 5 年 12 月 21 日改正）

- 1 この規程は、令和 5 年 12 月 21 日から施行し、改正後の第 5 条の規定は令和 5 年 4 月 1 日から、改正後の第 23 条及び第 26 条の規定は令和 5 年 12 月 1 日からそれぞれ適用する。
- 2 令和 5 年 12 月に支給する期末手当の支給割合については、改正後の第 23 条の規定にかかわらず、同条第 2 項中「122.5」とあるのは「125.0」と、「102.5」とあるのは「105.0」と、「58.75」とあるのは「60.0」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 令和 5 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第 26 条の規定にかかわらず、

同条第2項中「102.5」とあるのは「105.0」と、「122.5」とあるのは「125.0」と、「58.75」とあるのは「60.0」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表第1（第5条関係）

事務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号 級	給料月額							
再任用職員以外の職員	1	164,700	211,600	245,300	276,800	301,100	329,300	372,700	418,300	469,000
	2	165,900	213,300	246,800	278,400	303,300	331,600	375,300	420,800	472,100
	3	167,100	215,100	248,300	280,000	305,300	333,800	377,800	423,300	475,200
	4	168,200	216,600	249,700	281,600	307,300	335,900	380,200	425,800	478,300
	5	169,300	218,100	250,900	283,200	309,100	337,900	382,200	427,700	481,300
	6	170,400	220,000	252,500	285,000	310,900	340,000	384,700	429,800	484,400
	7	171,600	221,700	254,100	286,800	312,500	341,900	387,100	432,000	487,500
	8	172,700	223,500	255,500	288,600	314,100	343,800	389,600	434,200	490,600
	9	173,700	225,000	256,600	290,300	315,800	345,800	392,100	436,200	493,300
	10	175,100	226,500	258,100	292,300	318,000	347,800	394,700	438,300	496,400
	11	176,500	228,100	259,600	294,100	320,300	349,900	397,400	440,400	499,400
	12	177,800	229,600	260,900	295,900	322,300	351,900	400,000	442,400	502,500
	13	179,000	230,800	262,300	297,700	324,300	353,700	402,300	444,200	505,200
	14	180,500	232,300	263,500	299,300	326,400	355,800	404,600	446,100	507,600
	15	182,100	233,800	264,700	300,800	328,300	357,700	406,900	448,000	509,900
	16	183,700	235,200	266,000	302,200	330,300	359,700	409,200	449,900	512,300
	17	184,800	236,600	267,200	303,700	332,200	361,400	411,100	451,600	514,500
	18	186,300	238,300	268,500	305,800	334,300	363,400	413,000	453,400	516,000
	19	187,700	239,800	269,900	307,800	336,200	365,300	414,900	455,200	517,500
	20	189,100	241,200	271,200	309,700	338,100	367,200	416,800	457,000	518,900
	21	190,400	242,500	272,800	311,400	339,900	369,200	418,600	458,800	520,000
	22	192,800	244,100	274,300	313,300	341,900	371,100	420,400	460,300	521,500
	23	195,000	245,600	275,900	315,300	344,000	373,000	422,300	461,800	523,000
	24	197,300	247,100	277,500	317,100	345,900	375,000	424,200	463,300	524,500
	25	199,500	248,100	279,100	318,900	347,300	376,800	425,800	464,700	525,700
	26	201,300	249,600	280,800	320,900	349,300	378,800	427,300	466,000	526,800
	27	202,900	250,900	282,500	322,900	351,200	380,700	428,900	467,300	528,000
	28	204,400	252,200	284,100	324,900	353,200	382,600	430,400	468,500	529,200
	29	206,000	253,300	285,700	326,600	354,900	384,200	431,900	469,500	530,300
	30	207,400	254,300	287,200	328,700	356,800	386,000	433,200	470,200	531,200
	31	208,800	255,200	288,700	330,700	358,600	387,800	434,500	471,000	532,100
	32	210,200	256,200	290,300	332,700	360,500	389,500	435,800	471,700	533,000
	33	211,600	257,100	291,400	334,000	362,300	391,200	437,000	472,400	533,800
	34	212,900	258,000	293,000	336,000	364,100	392,600	438,300	473,200	534,700
	35	214,300	258,800	294,600	338,000	365,800	394,100	439,600	473,900	535,400
	36	215,600	259,700	296,100	340,000	367,500	395,500	440,800	474,600	535,900
	37	216,900	260,500	297,500	341,900	369,000	397,000	442,000	475,100	536,600
	38	218,100	261,700	299,200	343,900	370,300	398,200	442,800	475,800	537,300
	39	219,400	262,900	300,800	345,800	371,600	399,400	443,600	476,500	538,100
	40	220,500	264,100	302,400	347,800	373,000	400,500	444,400	477,100	538,700
	41	221,600	265,300	304,000	349,600	374,300	401,500	445,000	477,600	539,200
	42	222,700	266,500	305,600	351,500	375,200	402,700	445,700	478,100	
	43	223,800	267,600	307,100	353,400	376,200	403,800	446,400	478,500	
	44	224,800	268,700	308,700	355,200	377,300	405,000	447,100	478,800	
	45	225,700	269,700	310,300	356,700	378,100	405,700	447,900	479,100	
	46	226,600	270,900	311,900	358,200	379,000	406,400	448,700		
	47	227,600	272,000	313,600	359,600	379,900	407,100	449,300		
	48	228,500	273,000	315,100	361,100	380,700	407,800	450,000		

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	49	229,400	274,000	316,000	362,700	381,600	408,400	450,400		
	50	230,300	275,100	317,600	363,500	382,400	409,100	450,900		
	51	231,300	276,100	319,100	364,500	383,200	409,600	451,300		
	52	232,200	277,000	320,700	365,500	383,900	410,100	451,700		
	53	233,000	277,900	322,400	366,400	384,600	410,400	452,100		
	54	233,900	278,900	324,000	367,500	385,300	410,700	452,500		
	55	234,800	279,800	325,500	368,500	386,000	411,000	452,900		
	56	235,700	280,700	327,100	369,500	386,700	411,300	453,200		
	57	236,000	281,600	328,500	370,400	387,200	411,600	453,500		
	58	236,800	282,600	329,700	371,100	387,800	412,000	454,000		
	59	237,500	283,500	330,800	371,800	388,500	412,300	454,300		
	60	238,100	284,400	331,900	372,400	389,200	412,600	454,600		
	61	238,800	285,400	332,700	372,900	389,600	412,900	454,900		
	62	239,500	286,400	333,600	373,500	390,300	413,200			
	63	240,100	287,400	334,400	374,200	390,900	413,500			
	64	240,600	288,300	335,200	374,900	391,500	413,800			
	65	241,100	288,800	336,000	375,200	392,000	414,100			
	66	241,600	289,500	336,400	375,900	392,600	414,400			
	67	242,200	290,300	337,100	376,600	393,200	414,700			
	68	242,800	291,200	337,800	377,200	393,800	415,000			
	69	243,300	292,200	338,600	377,600	394,200	415,200			
	70	243,800	293,000	339,300	378,200	394,700	415,500			
	71	244,300	293,800	340,000	378,900	395,300	415,800			
	72	244,900	294,600	340,600	379,500	395,900	416,000			
再任用職員以外の職員	73	245,400	295,300	341,100	379,900	396,200	416,200			
	74	245,900	295,800	341,700	380,500	396,500	416,500			
	75	246,300	296,300	342,300	381,200	396,900	416,800			
	76	246,800	296,700	342,900	381,800	397,300	417,000			
	77	247,300	296,900	343,200	382,200	397,600	417,200			
	78	247,800	297,200	343,700	382,700	397,900	417,500			
	79	248,400	297,400	344,100	383,300	398,200	417,800			
	80	248,900	297,700	344,500	383,800	398,400	418,000			
	81	249,300	297,900	344,900	384,300	398,600	418,200			
	82	249,800	298,100	345,400	384,900	398,900	418,500			
	83	250,200	298,400	345,900	385,500	399,200	418,800			
	84	250,600	298,600	346,400	385,900	399,400	419,000			
	85	251,000	298,900	346,800	386,200	399,600	419,200			
	86	251,400	299,200	347,200	386,600	399,900				
	87	251,900	299,500	347,700	387,000	400,200				
	88	252,300	299,800	348,100	387,400	400,400				
	89	252,700	300,100	348,400	387,800	400,600				
	90	253,200	300,500	348,800	388,300	400,900				
	91	253,500	300,900	349,300	388,700	401,200				
	92	253,800	301,300	349,700	389,100	401,400				
	93	254,100	301,500	349,900	389,400	401,600				
	94		301,800	350,300	389,900					
	95		302,100	350,800	390,300					
	96		302,500	351,200	390,700					
	97		302,700	351,400	391,000					
	98		303,000	351,800						
	99		303,400	352,300						
	100		303,800	352,600						

別表第2（第5条関係）

教育職給料表

職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	194,200	237,200	295,900	341,800	418,000
2	196,300	239,500	298,600	344,700	420,500
3	198,400	241,800	301,100	347,800	422,600
4	200,500	243,800	303,400	350,900	424,700
5	202,400	246,000	305,800	353,800	426,700
6	204,900	247,700	308,100	356,300	429,100
7	207,400	249,400	310,300	358,800	431,400
8	209,900	251,300	312,500	361,300	433,700
9	212,300	253,400	314,900	363,900	435,500
10	214,800	255,800	317,300	366,600	438,000
11	217,200	258,100	319,800	369,300	440,300
12	219,600	260,200	322,200	372,100	442,500
13	221,700	262,300	324,600	374,800	444,000
14	223,700	264,800	326,600	376,700	446,200
15	225,400	267,100	328,700	378,900	448,500
16	227,200	269,500	330,400	381,100	450,800
17	229,300	271,400	332,400	382,800	453,000
18	230,700	274,300	334,300	384,900	455,300
19	232,000	277,100	336,100	386,900	457,600
20	233,500	279,900	337,900	388,800	459,900
21	235,000	282,600	339,400	390,600	461,900
22	236,800	285,300	341,800	392,100	464,300
23	238,700	287,800	344,000	393,300	466,700
24	240,300	290,300	346,200	394,500	469,100
25	242,200	292,700	348,100	395,600	471,100
26	244,300	295,300	350,200	397,400	473,200
27	246,300	297,700	352,300	399,100	475,400
28	248,400	300,300	354,400	400,800	477,500
29	250,200	302,700	356,300	402,500	479,600
30	252,200	305,100	358,200	404,200	481,900
31	254,200	307,300	360,000	405,600	484,100
32	256,300	309,600	361,800	407,000	486,100
33	258,200	311,800	363,700	408,600	488,100
34	259,600	314,100	365,300	410,200	490,200
35	260,900	316,600	366,800	411,800	492,400
36	262,300	318,900	368,300	413,500	494,500
37	263,600	321,200	369,700	414,700	496,600
38	264,900	322,600	371,800	416,200	498,600
39	266,300	324,200	373,700	417,800	500,600
40	267,700	325,600	375,500	419,000	502,600
41	269,400	327,100	377,200	419,900	504,600
42	271,100	327,500	379,000	421,500	506,500
43	272,500	327,900	380,600	423,100	508,300
44	273,900	328,400	382,100	424,700	510,200
45	275,200	329,000	383,800	426,000	512,100
46	276,700	329,500	385,500	427,500	513,900
47	278,300	330,300	387,100	429,000	515,700
48	279,700	331,200	388,600	430,500	517,500
49	280,800	331,800	390,100	431,900	519,200
50	281,300	332,500	391,800	433,100	521,000
51	281,700	333,300	393,300	434,400	522,800
52	282,400	334,000	395,000	435,600	524,700

職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
53	282,800	334,900	396,100	436,400	526,400
54	283,200	335,600	397,600	437,300	528,100
55	283,500	336,000	399,100	438,200	529,800
56	283,900	336,700	400,700	439,100	531,400
57	284,400	337,100	402,000	439,900	533,000
58	285,200	337,800	403,400	440,800	534,300
59	286,000	338,500	404,800	441,800	535,600
60	286,900	339,100	406,100	442,600	536,900
61	287,600	339,800	407,300	443,300	538,100
62	288,500	340,800	408,800	444,200	539,100
63	289,300	341,700	410,200	445,300	540,100
64	290,100	342,500	411,600	446,200	541,100
65	290,800	343,200	412,600	447,000	541,800
66	291,500	344,200	413,700	447,900	542,700
67	292,300	345,000	414,800	448,900	543,600
68	293,000	346,000	415,900	449,900	544,500
69	293,300	346,600	416,800	450,900	545,400
70	294,000	347,500	417,600	451,900	546,200
71	294,800	348,500	418,500	452,800	546,900
72	295,500	349,400	419,200	453,800	547,500
73	296,200	349,700	419,900	454,800	548,200
74	297,100	350,700	420,800	455,700	548,700
75	298,000	351,700	421,600	456,600	549,500
76	298,900	352,700	422,300	457,600	550,100
77	299,400	353,800	422,900	458,400	550,600
78	300,300	354,700	423,500	458,900	551,200
79	301,200	355,600	423,900	459,600	551,800
80	302,100	356,600	424,300	460,200	552,400
81	302,900	357,500	424,600	461,000	553,100
82	303,800	358,400	425,000	461,700	
83	304,600	359,300	425,300	462,200	
84	305,400	360,200	425,700	462,800	
85	305,900	360,800	426,000	463,200	
86	306,800	361,400	426,400	463,600	
87	307,600	362,000	426,800	464,100	
88	308,400	362,600	427,200	464,400	
89	309,000	363,200	427,500	464,700	
90	309,600	363,600	428,000	465,100	
91	310,200	364,000	428,400	465,500	
92	310,900	364,400	428,700	465,800	
93	311,500	364,800	429,000	466,100	
94	312,100	365,200	429,400	466,500	
95	312,700	365,700	429,700	466,800	
96	313,300	366,100	430,000	467,100	
97	313,800	366,700	430,300	467,400	
98	314,400	367,200	430,700	467,800	
99	315,000	367,700	431,000	468,100	
100	315,600	368,200	431,300	468,400	
101	315,900	368,600	431,600	468,700	
102	316,200	369,100	432,000		
103	316,600	369,400	432,300		
104	316,900	369,800	432,600		
105	317,200	370,300	433,000		
106	317,500	370,700	433,300		
107	317,800	371,200	433,600		
108	318,000	371,700	433,900		

職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
109	318,400	372,200	434,200		
110	318,700	372,700	434,500		
111	319,100	373,200	434,800		
112	319,500	373,600	435,100		
113	319,800	374,000	435,400		
114	320,200	374,400	435,700		
115	320,500	374,900	436,000		
116	320,900	375,300	436,300		
117	321,100	375,700	436,500		
118	321,400	376,100			
119	321,800	376,600			
120	322,200	377,100			
121	322,400	377,400			
122	322,700	377,800			
123	323,100	378,300			
124	323,500	378,600			
125	323,700	379,000			
126	323,900	379,500			
127	324,200	380,000			
128	324,600	380,400			
129	324,800	380,900			
130	325,100	381,400			
131	325,500	381,900			
132	325,800	382,400			
133	326,000	382,900			
134	326,300	383,400			
135	326,700	383,900			
136	326,900	384,400			
137	327,100	384,900			
138	327,300	385,400			
139	327,500	385,900			
140	327,800	386,400			
141	328,200	386,900			
142	328,500				
143	328,800				
144	329,100				
145	329,500				
146	329,800				
147	330,100				
148	330,400				
149	330,800				
150	331,100				
151	331,400				
152	331,600				
153	331,900				
154	332,200				
155	332,500				
156	332,800				
157	333,100				

備考 この表は、法人に勤務する教員等に適用する。

職員 の区 分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
再任 用職 員以 外の 職員	101		304,000	352,900						
	102		304,300	353,300						
	103		304,700	353,700						
	104		305,000	354,100						
	105		305,200	354,600						
	106		305,500	355,000						
	107		305,900	355,400						
	108		306,200	355,800						
	109		306,400	356,300						
	110		306,800	356,700						
	111		307,200	357,000						
	112		307,500	357,300						
	113		307,700	357,800						
	114		307,900	358,200						
	115		308,200	358,500						
	116		308,600	358,800						
	117		308,800	359,300						
	118		309,000							
	119		309,300							
	120		309,600							
	121		310,000							
	122		310,200							
	123		310,500							
	124		310,800							
	125		311,200							
再任 用職 員		192,300	220,400	261,200	280,900	296,300	322,300	364,900	398,800	451,000

備考 この表は、法人に勤務する職員のうち、教員等を除く職員に適用する。